

川崎市立川崎病院職員被服貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院に勤務する職員（以下「職員」という。）に対し職務の執行上必要な被服の貸与について定めることを目的とする。

(被貸与者、数量及び貸与期間)

第2条 被服の貸与を受ける職員（以下「被貸与者」という）並びに貸与される被服（以下「貸与品」という）の種類・数量及び貸与期間については別表の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、職員の勤務内容等が貸与表に規定する職員と同等又はこれに相当する職員については貸与表に規定する職員に準じて、被服を貸与する事ができる。

(貸与手続等)

第3条 所属長は新規採用、異動又は職種若しくは職務の変更等により、所属の職員が新たに被貸与者に該当するに至ったときは、庶務課長に届け出てその認定を受けるものとする。

(被貸与者の異動による貸与品の取扱い)

第4条 被貸与者が貸与期間中において、退職、休職又は病気休暇（長期療養を必要とする場合に限る。）に該当したとき、又は局外へ異動し、若しくは職種若しくは職務の内容を変更し、被貸与者に該当しなくなったときは、貸与品を遅滞なく所属長を通じて引き渡さなければならない。ただし、特別な理由があると庶務課長が認めた場合は、この限りでない。

(その他必要事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は川

崎市職員被服規定を準用する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年2月1日から施行する。

別表

被貸与者	貸与品	数量	貸与期間	摘要
医師・歯科医師	厚生省型白衣 KC型白衣（上下）のうち3組	3		初年度3着 (他必要に応じて交換)
看護師	白衣	3～6（勤務 形態に足る必 要枚数）	リース	仕様書参照
	看護靴	1	12月	
	カーディガン	1	36月	
看護助手	白衣	3～6（勤務 形態に足る必 要枚数）	リース	仕様書参照
薬剤師・臨床検査技師・ 栄養士・診療放射線技師・ 理学療法士・作業療法士・	厚生省型白衣 KC型白衣 スクラブ	5	リース	仕様書参照

言語聴覚士・視能訓練士・ 歯科衛生士・臨床工学技士	のうち上下5組			
社会福祉職	上下制服	5	リース	仕様書参照
電気職・機械職	作業帽 作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ 防寒衣ジャンパー 短靴	1 1 1 1 1 1		申請制
その他職員	職種内容に応じた被服を貸与	2		初年度2着 (他必要に応じて交換)